

平成28年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

松江市交通局は、輸送の安全を確保するため、全職員が一丸となって下記の項目に取り組む。

【輸送の安全に関する基本的な方針】

1. 事業管理者は、「輸送の安全確保」が事業経営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全確保対策に主導的な役割を果たす。また、現場の声に耳を傾けて現場を十分に把握し、職員に対し輸送の安全の確保が最も重要であることを徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善(PDCA)を確実に実施し、安全対策は常に見直す。
3. 全職員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるとともに、輸送の安全に関する情報の共有化を積極的に進める。

《私たちは常にプロ意識を持ち「安全」を第一の使命と考え、交通事故ゼロを目標に取り組みます》

【輸送の安全に関する計画の実施】

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底するとともに、関係法令及び運行管理規定に定められた下記事項を確実に実施する。

(1) [運行管理]

輸送の安全を確保するため運行管理規程に基づく厳正で確実な点呼の実施等運行管理を徹底すること

- ① 前後、左右の確認不足の事故撲滅
- ② 乗務前夜の飲酒禁止の徹底、家族への協力要請等、意識啓発
- ③ ドライブレコーダーを活用し分析、検証し事故防止やエコ運転の指導
- ④ バイオリズムを活用し、身体・感情・知性のリズムを把握し事故の抑制

(2) [整備管理]

車両の安全運行を確保するため整備管理規程に基づく運行前点検、定期点検整備等の整備管理を徹底すること

- ① 運行時の異音、異臭等の発見時は速やかな連絡
- ② 運行前点検における、月別重点目標の徹底

(3) [健康管理]

輸送の安全を確保するため定期健康診断の受診及び診断結果(SASを含む)に基づき、産業医の個別指導、面談を通し健康管理を徹底すること

- ① 体調管理の徹底と早期受診

(4) [教育・研修]

輸送の安全に関する各種研修会を計画的に開催し、事故防止に対する安全意識を徹底すること（資料1）

- ① 安全運動等の班会議において、事故防止・接遇について指導、教育
- ② 実技研修後に添乗指導を行い、技術向上に努める

(5) [広報・啓発]

事故防止に関する各種ポスターの掲示等広報啓発を推進すること

- ① 運行管理室、休憩室に掲示を行い、事故抑制に繋げる
- ② 安全運転に必要な情報を積極的に提供する

(6) 「組織体制及び指揮命令系統」（資料2）

(7) 「安全統括管理者及び安全管理規定」

安全統括管理者

- ① 運輸課 課長 吉岡 昭夫
- ② 安全管理規定（資料3）

【輸送の安全に関する目標】

- ☆ 事故報告規則に定める事故件数・車両故障件数 ⇒ 0件
- ☆ 保険賠償対象事故 ⇒ 50%減（対前年比）
- ☆ 物損事故（自責100%） ⇒ 50%減（対前年比）
- ☆ 点呼時の酒気反応者 ⇒ 0件
- ☆ 車内事故 ⇒ 0件
- ☆ 同種事故の再発 ⇒ 0件
- ☆ 健康が起因する事故 ⇒ 0件

《目標に向けた徹底事項》

- ◇事故状況を分析し添乗指導を行うと共に、ヒヤリハット事例の活用など情報の共有を図り、同種の事故再発防止に努める。
- ◇貸切運行についても、時間・距離の管理を確実にしない、安全輸送の確保に努める。
- ◇「乗務前夜の飲酒禁止」の徹底に取り組む。
- ◇健康状態の把握、運行中の連絡の徹底。

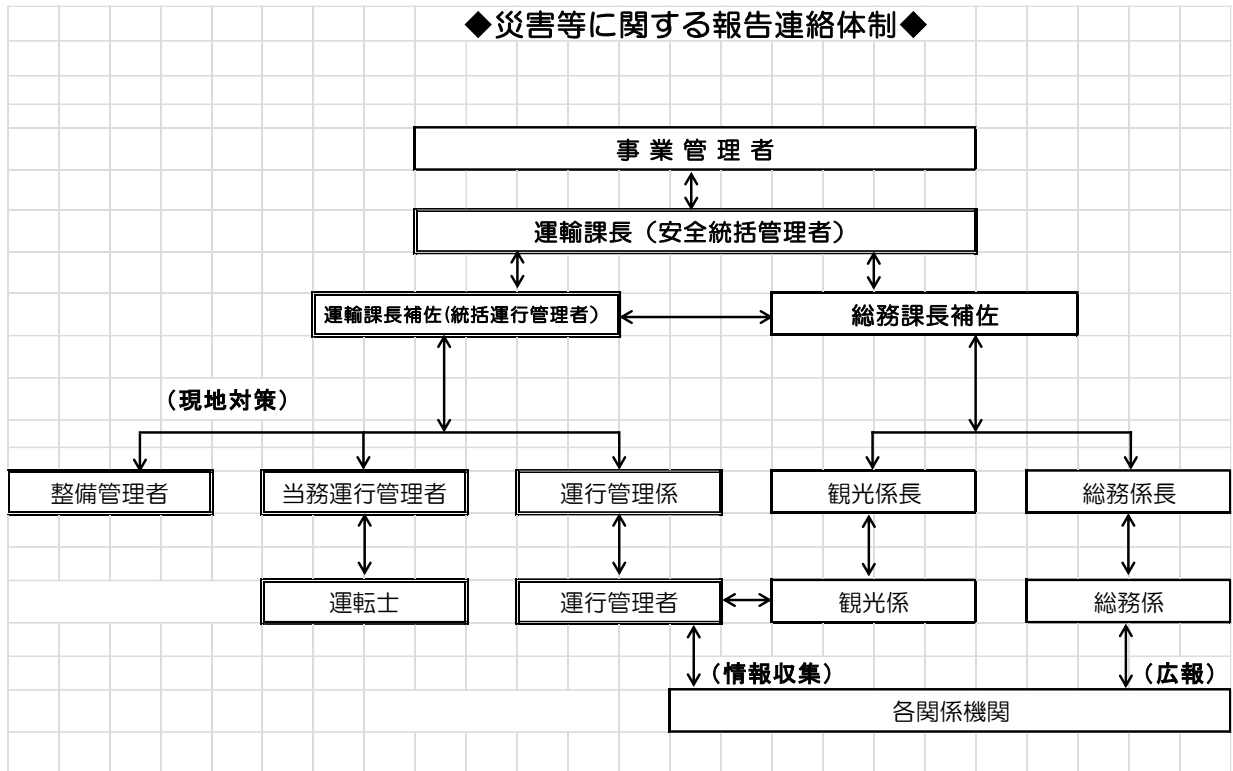
[輸送の安全に関する予算措置及び費用]

(主な項目)

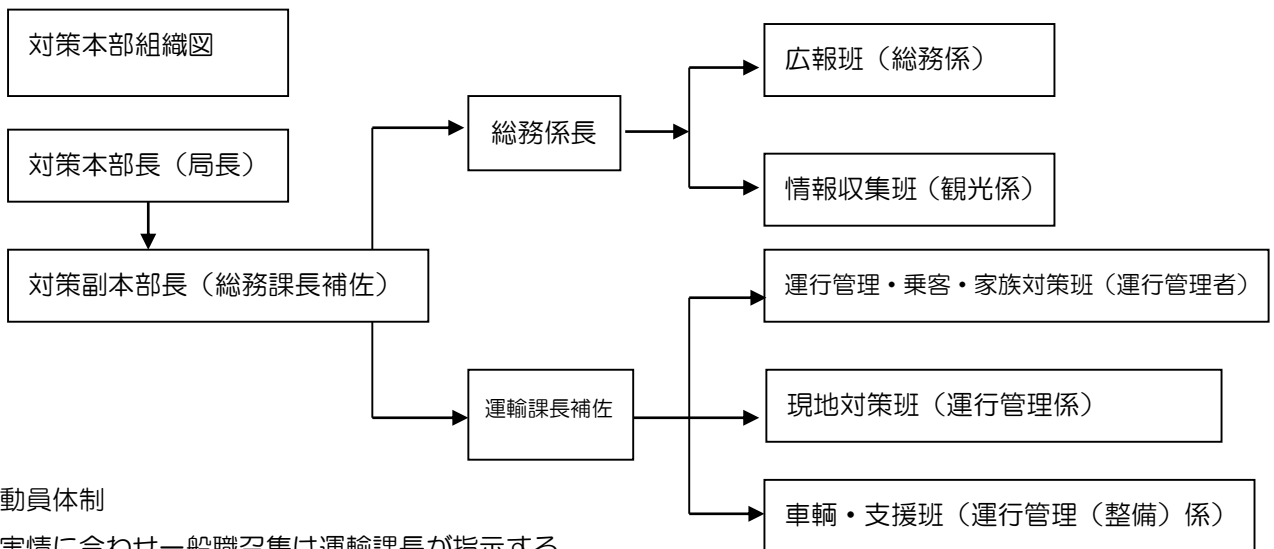
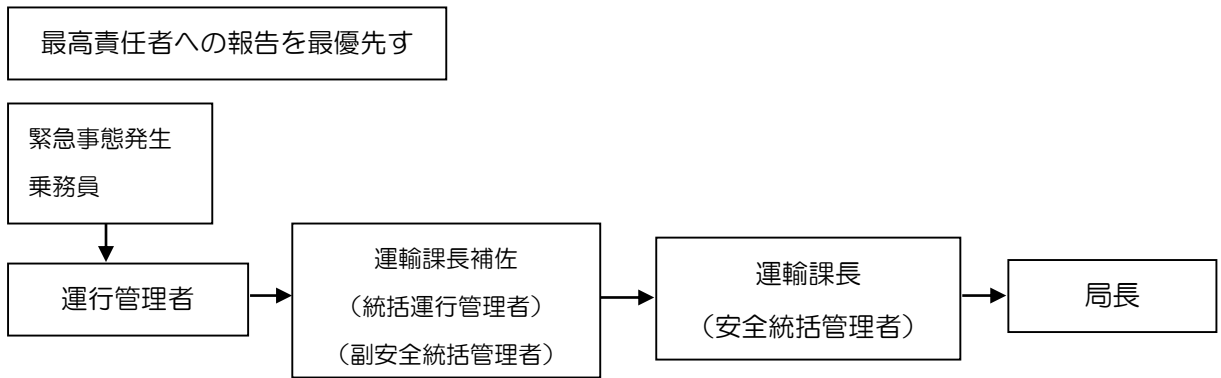
- ☆ 運行管理者研修（公営交通事業協会主催）／24,000
- ☆ 省エネルギー運転研修（公営交通事業協会主催）／43,000
- ☆ 安全講習、安全セミナー等／188,000
- ☆ 運転技術研修、応急手当対応研修／1,540,000
- ☆ 安全マネジメント講習／31,000
- ☆ 適性診断／115,000 （48名）（3年に1回）
- ☆ 運転履歴証明／62,000
- ☆ バイオリズム／25,000
- ☆ マネジメント・セミナー講習／30,000

対象者	項目	主催（指導者）	参加者	予定月
管理職	安全マネジメント内部監査	自動車事故対策機構	対象者	10月
	リスク管理セミナー	自動車事故対策機構	対象者	10月
	新任課長研修	自治研修所	対象者	5月・7月
	リスクマネジメント 危機管理講座	自治研修所	対象者	10月
運行管理者	運行管理者研修	自動車事故対策機構	5名	7月・2月
	ガイドラインセミナー （安全マネジメント）	自動車事故対策機構	2名	7月
	適性診断活用講座	自動車事故対策機構	2名	5月
	運行管理者講習会	公営交通事業協会	1名	7月
	リスクマネジメント 危機管理講座	自治研修所	対象者	10月
班長・副班長	新規採用研修	自治研修所	対象者	4月
	省エネ研修	公営交通事業協会	2名	6月
	新任係長級研修	自治研修所	対象者	7月～11月
	リスクマネジメント 危機管理講座	自治研修所	対象者	10月
	実践クレーム対応講座	自治研修所	1名	9月
	接遇指導者養成講座	自治研修所	1名	8月
	運行管理者基礎講習	自動車事故対策機構	2名	1月
運転士（職員）	新規採用研修	自治研修所	対象者	4月
	省エネ研修	公営交通事業協会	1名	6月
	中堅技能	自治研修所	2名	7月～11月
	実践クレーム対応講座	自治研修所	1名	9月
	接遇指導者養成講座	自治研修所	1名	8月
全階層	コンプライアンス（法令遵 守）企業倫理 報・連・相と情報共有化	招聘講師等	調整	随時
資格取得	項目	主催（指導者）	参加者	予定月
職員	運行管理者	国土交通省	2名	3月
	第三級陸上無線	中国総合通信局	1名	2月

◆災害等に関する報告連絡体制◆



重大事故・バスジャック・テロ緊急連絡網



動員体制

実情に合わせ一般職召集は運輸課長が指示する

安全管理規程

松江市交通局 安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、松江市交通局(以下「局」という。)の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 松江市交通事業管理者(以下「事業管理者」という。)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、職員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(事業管理者の責務)

第7条 事業管理者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 事業管理者は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 事業管理者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 事業管理者は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(組織体制)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に局に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 職員のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、事業管理者に報告すること。
- (6) 事業管理者等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 事業管理者と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、事業管理者又は局内の必要な部局に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号。以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、事業管理者に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 事業管理者は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生時における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、事業管理者に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録については適切に管理する。

平成 27 年度輸送の安全を確保するための目標実施報告

【輸送の安全に関する基本的な方針結果】

春、夏期、秋の全国交通安全運動、年末年始輸送等に関する安全総点検実施に向け、全乗務員周知徹底を行なった。

※ 平成 27 年度は、階層別研修、乗務員全体会議を 11 回開催。(安全研修・技術研修を含む)

【輸送の安全に関する結果】

輸送の安全確保が最も重要であるという認識から、現場部門の情報伝達体制の強化を図り、全職が一丸となって輸送の安全を確保するため事故防止を推進する。

※ 事故報告規則に定める事故件数 /10 件(車両故障 9 件、人身事故 1 件)

【運行管理者が行う輸送の安全に関する実施結果】

輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守する。

輸送の安全を確保するための運行管理規程に基づく厳正で確実な点呼の実施等運行管理の徹底。
(運行管理)

- ① 対面による点呼で始業前に個人の健康状態のチェック等疲労、疾病その他安全な運転ができないおそれのある者を乗務させないための厳正、確実な点呼の実施。
- ② 飲酒運転を防止するためアルコール検知器使用による酒気検査の徹底及び酒気残存反応者を乗務させないための措置の徹底。
- ③ 関係法令の遵守及び運行する路線ごとの安全についての適切な指示。
- ④ 法令を遵守した適切な乗務割の作成による過労防止の徹底。(適切な乗務員数の確保)
- ⑤ 運転適性診断の診断結果に基づく個別指導の徹底。

【実施結果】

運行管理業務 5項目について、実施できた。

車両の安全な運行を確保するための整備管理規程に基づく運行前点検、定期点検整備 の確実な実施による整備管理の徹底。(整備管理)

- ① 運行前点検の確実な実施。
- ② 定期点検整備の計画的な実施管理。
- ③ 自主点検整備の計画的な実施。

【実施結果】

整備管理規程に基づく3項目について実施できた。

車両故障の報告に関しては、昨年に比べ 1 件減り 9 件発生した。

輸送の安全を確保するための定期健康診断の受診及び診断結果に基づく個別指導健康管理の徹底。(健康管理)

- ① 健康診断の受診及び検査結果による治療指導の徹底。
- ② 産業医からの個人健診結果のコメント通知。
- ③ 健康管理等に関する研修の実施。
- ④ 健康相談窓口の開設。
- ⑤ SAS検査の実施、結果を受け産業医から指導、指示。

※運転業務に支障のある運転士について、医師との連絡の徹底。

【実施結果】

健康管理に基づく5項目について実施できた。

産業医による指示で健康管理について、健康診断等ふまえ個別指導が実施できた。

輸送の安全に関する各種研修会の計画的な開催等、教育の充実と日常指導の実施による事故を防止するための安全意識の徹底。(教育・研修)

- ① 交通安全運動(全国交通安全週間に併せ)実施。
- ② 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施。
- ③ 行楽期についての運動実施。
- ④ 路線バス実技(チェーン掛け・非常口)訓練の実施。
- ⑤ 班会議にあわせバリアフリーについて周知。
- ⑥ 安全運転、省エネルギー実技研修への参加。
- ⑦ 安全研修の実施。
- ⑧ バイオリズム、運転履歴を活用した事故防止。
- ⑨ ヒヤリハット事例の集約及び作成による教育への活用。
- ⑩ 管理職、副運転士長、班長、副班長による添乗指導を含めた日常安全教育指導の推進。
- ⑪ デジタルタコグラフの分析結果に基づく運転行動上の問題点についての指導。
- ⑫ 走行環境改善のための路上巡回点検の実施。
- ⑬ 運転技術研修実施。
- ⑭ 安全意識育成研修。
- ⑮ ブリーフィング研修(危険予知・非常時対応)。
- ⑯ 健康管理研修(DVDによる研修)。

【実施結果】

教育・研修の16項目について実施できた。

安全に関する各種ポスターの掲示等、広報啓発の推進。(広報・啓発)

- ① 月間安全運転重点目標の掲示、安全標語の掲示。
- ② 安全衛生に関する年間、月間標語の掲示。
- ③ 安全文庫、健康文庫の充実及び管理。

【実施結果】

3 項目について実施できた。

輸送の安全に関する予算措置及び費用の執行

(主な項目)

- ☆ 運行管理者研修(公営交通事業協会主催) 35,000(執行)
- ☆ 省エネルギー運転研修(公営交通事業協会主催) 52,000(執行)
- ☆ 運行管理者講習 / 36,000(執行)
- ☆ 安全意識等その他研修 / 280,000(執行)
- ☆ 運転技術研修(教習所) / 894,000(執行)
- ☆ 適性診断活用講座、マネジメント支援 / 21,000(執行)
- ☆ 一般適性診断 / 26名受診 59,000(執行)
- ☆ バイオリズム作成 / 25,000 (執行)
- ☆ 運転記録証明 / 63,000 (執行)

※ 安全輸送に対する内部監査及び改善措置

・ 監査目的

安全管理体制が法規、内規等に適合しているか。

安全管理体制が有効に機能しているか。

・ 監査対象者

事業管理者、安全統括運行管理者、統括運行管理者、運行管理者

・ 監査内容

チェックリストに基づき、法規制、内規規則に沿っているか、適切に記録をのこしているか、改善箇所については修正し指導した。

I、安全輸送確保のための、安全方針、安全目標について

II、安全に関する重要施策について

III、安全目標の達成に向けた施策について

IV、事故惹起者等の指導、教育の徹底について

V、目標の達成度について

VI、安全輸送の改善事項について

VII、その他

平成 28 年 6 月 8 日 13 時より 内部監査実施。

平成 27 年 10 月 29 日 労働基準局 運転者の時間管理状況の確認、指導。

※ 26 年度行政処分の状況

なし